

町営建設工事に係る予定価格の設定等に関する要領

平成 23 年 4 月 1 日企財第 4 号

改正

令和 7 年 3 月 28 日

(趣旨)

第 1 この要領は、町営建設工事に係る山田町財務規則（昭和 42 年山田町規則第 36 号。以下「規則」という。）第 119 条（規則第 123 条において準用する場合を含む。）及び第 124 条の 2 に規定する予定価格の設定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要領において「町営建設工事」とは、町営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格等に関する規程（平成 23 年山田町告示第 26 号）第 2 条第 1 号に定める町営建設工事をいう。

(予定価格の設定方法)

第 3 予定価格は、請負契約を締結しようとする町営建設工事の設計額とするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、別に定めるところにより予定価格を定めることができるものとする。

3 前項の規定により予定価格を定めようとするときは、当該予定価格に係る町営建設工事の適正な施工が確保されるよう特に配慮しなければならない。

(予定価格調書の作成)

第 4 町長は、第 3 の規定に基づき、予定価格調書を作成するものとする。ただし、規則第 129 条第 1 号の規定により町営建設工事の請負契約に係る契約書の作成を省略するときは、この限りでない。

2 前項の予定価格調書の様式は、競争入札の場合にあっては別記様式第 1 を、随意契約の場合にあっては別記様式第 2 を用いるものとする。

(補則)

第 5 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

予 定 価 格 調 書

工 事 名		
工 事 場 所		
予 定 価 格	税込み	税抜き（入札書比較価格）
	金 円	金 円
最 低 制 限 価 格 算 定 基 準 価 格	税込み	税抜き（算定基準価格）
	金 円	金 円
設 計 額	税込み	税抜き
	金 円	金 円
上記のとおり定める。 年 月 日 職氏名 印		
最 低 制 限 価 格 (変動係数反映後)	税込み	税抜き（入札書比較価格）
	金 円	金 円
上記のとおり定める。 年 月 日 入札執行者 職氏名 印		

予 定 価 格 調 書

工 事 名		
工 事 場 所		
予 定 価 格	税込み	税抜き（入札書比較価格）
	金 円	金 円
設 計 額	税込み	税抜き
	金 円	金 円
上記のとおり定める。 年 月 日 職氏名 印		